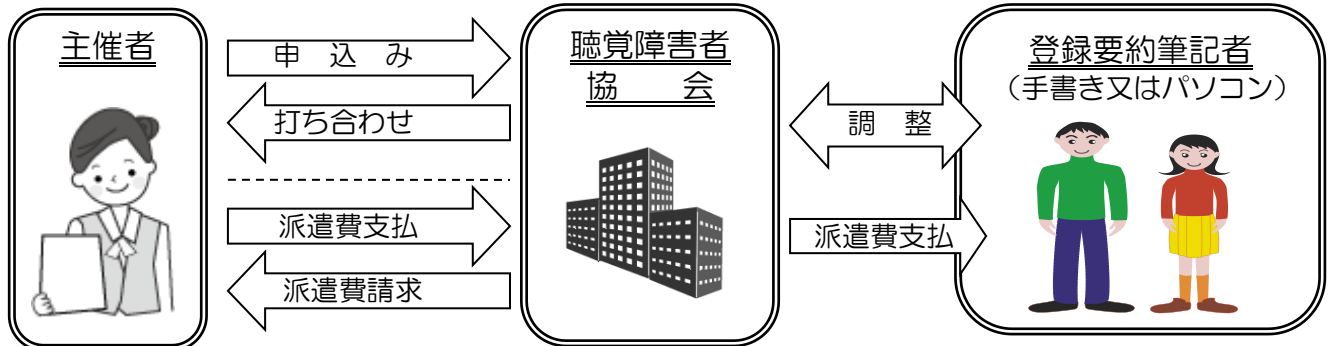


鳥取県聴覚障がい者意思疎通支援事業～要約筆記派遣のご案内～

要約筆記の必要なきこえない方・きこえにくい方が参加される行事には、要約筆記者を準備する必要があります。鳥取県ではきこえない方・きこえにくい方の社会参加を促進するため、要約筆記者を派遣します。(鳥取県が公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会に委託しています)

申し込みたいときは



①要約筆記の申し込み

別添「要約筆記者派遣申込書」に必要事項を記入の上、実施15日前までにFAXまたは郵送または来所にてお申し込みください。申込み後、日時・場所・内容・要約筆記の必要なきこえない方・きこえにくい方の参加状況・費用・事前資料などを確認させていただきます。その他、当日の待ち合わせや派遣環境（実施場所・機材準備等）の確認もさせていただきます。

②要約筆記者の調整

日時・内容・場所などによって派遣する要約筆記者を調整します。

※要約筆記者派遣人数は依頼内容・時間により判断させていただきます。会議・講演などへの派遣は要約筆記者が交代して行うため、複数派遣となります。

③その他

講演会・行事などでは、要約筆記を準備できる旨を広報してください。広報がなければきこえない方・きこえにくい方の参加は期待できません。事前申込み制の場合は、申込みの際に要約筆記が必要かについて確認をしてください。できるだけ事前に要約筆記の必要な方の有無を確認してください。

費用等について (鳥取県聴覚障がい者意思疎通支援事業の規定に基づいています。)

料金	開始から1時間まで：3,000円(その後は1,500円/30分とします。)
旅費	実費
備考	1) 上記時間は拘束時間とします。 2) 機材使用料(表示用パソコン又はOHC)1,000円、消耗品(OHCロール等)は別途請求になります。 3) 主催者の事情によって上記を適用できない場合は、主催者との協議の上で決定します。 4) 県委託事業により、4名派遣の時は2名分、3名派遣の時は1名分の派遣費用は不要です。 5) 下記の内容での派遣事業による派遣はできかねます。ご了承ください。 ◎企業(営利)の活動 ◎理事長が不適切と判断したもの =秘密は守ります=

公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 (鳥取県西部聴覚障がい者センター)

〒683-0845

米子市旗ヶ崎6丁目19-48 堀田ビル1階

TEL: 0859(30)3659

FAX: 0859(30)3660

E-mail: tottori-haken@torideaf.jp

